

資料1-1

放送事業者におけるガバナンス確保の推進に関する円卓会議 開催要綱（案）

1 背景・目的

総務省は、「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」を開催し、放送事業者に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討を行い、令和8年1月21日に「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ」が公表された。当該取りまとめにおいては、官民が連携してフォローアップする仕組みとして、有識者、業界団体、日本放送協会及び行政機関から構成される円卓会議を開催し、情報共有及び意見交換を実施すべきと提言された。

これを踏まえ、放送事業者におけるガバナンス確保に関する情報共有及び意見交換を行うため、円卓会議を開催する。

2 名称

本会議は、「放送事業者におけるガバナンス確保の推進に関する円卓会議」と称する。

3 情報共有・意見交換の項目

- ・ 業界団体のガバナンス確保のための指針
- ・ 指針の取組状況、自己評価の概要・客観性確保の状況
- ・ 業界団体の各放送事業者に対する助言等の活動
- ・ 芸能事務所、番組出演者との関係における人権尊重やコンプライアンス確保等の放送業界全体としての取組
- ・ 重大な事案発生時における当該事案の対応の概要
- ・ 上記を踏まえた取組の充実等の見直し
- ・ その他

4 構成及び運営

- (1) 本会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本会議には、構成員の互選により、有識者の中から定める座長を置く。座長は本会議を招集し、運営する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会議を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) その他、本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の手扱ひ

- (1) 本会議は、個別の法人その他の団体に関する情報を扱う可能性があり、また、構成員間の率直な意見の交換を促すため、原則非公開とする。
- (2) 本会議で使った資料については、会合終了後、公開可能な範囲で総務省のホームページに掲載し、公開する。
- (3) 本会議は、会合終了後に議事要旨を作成し、総務省ホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本会議の庶務は、情報流通行政局放送業務課が行うものとする。

放送事業者におけるガバナンス確保に関する円卓会議 構成員名簿

○ 有識者（敬称略・五十音順）

落合	孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
境田	正樹	TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士
穴戸	常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
林	秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
矢嶋	雅子	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
脇浜	紀子	京都産業大学現代社会学部 教授

○ 業界団体等

一般社団法人 日本民間放送連盟
日本放送協会

○ 行政

総務省 情報流通行政局長
総務省 情報流通行政局 放送業務課長